○**農林水産省告示第六百五十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字原八四〇七の二一、八四〇七の四七から八四〇七の五二まで、八四〇七の五四、八四〇七の五五、字小牧八四三五の五、八四三七、八四三八の一、八四三九の一、八四三九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六百五十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字栗河内一五・四二・四四の六・四七の一〇・字ホクソ木五五二の六〇・字西荒鼻七〇九の二八・七〇九の四七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字栗河内三二の二、四四の八、一三七の三、一八八の三、字ホクソ木五五二の二、五五二の四七から五五二の五六まで、字広見五六三の七四、字東荒鼻五七七の三二、五七七の三八、五七八の三、五八〇の一、六八二の五、字西荒鼻七〇九の三〇、字琵琶ノ首二八一三の一、二八一五の一三、二八二六の六、字椎場二八三八の一、二八三八の三、二八五八の一、二八五九の一、二八九二の一七、二八九二の二〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字栗河内二五〇、二八四の二、三〇九、三三一、三三九、字ホクソ木五四二、五五〇、五五二の一〇から五五二の一二まで、五五二の四五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六百五十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市上村二一の四一から二一の四四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○**農林水産省告示第六百五十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須烏山市田野倉字深沢七七八の一三・七七八の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**国土交通省告示第四百七十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　戸島沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県沼田市岩本町

字十二ヒラ　一二六二番二　一号及び三号

一二六二番一　二号

一二七一番　四号

一二七二番一　五号

一二六七番二　六号

一二六五番　七号

○**国土交通省告示第四百七十三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　片地

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県中新川郡上市町片地

字外沢　一七番二　一号

一三番　二号

一二番　三号

一一番　四号及び五号

字上外沢　八七一番　十二号

富山県中新川郡上市町眼目

字田ノ平　一二番甲　六号

一三番　七号

一六番　八号

一八番　九号

字串形平　一番一　十号

富山県中新川郡上市町野島

字窓口　一〇番　十一号

○**国土交通省告示第四百七十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　材木川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、明治四十五年内務省告示第三十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と四号を昭和三十九年建設省告示第十号で指定した材木川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県いなべ市藤原町大貝戸

字西忠名貝戸　一九四一番　一号

一九四三番二　四号

字西上之貝戸　一九五二番　二号

字忠名貝戸　四四六番一　三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十二年国土交通省告示第千三百十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県伊勢市二見町松下

字尾山　一九三一番八　一号から六号まで

○**国土交通省告示第四百七十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　花尻川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

京都府京都市左京区大原井出町

四七九番　一号

四七七番　二号及び三号

四七六番　四号から十号まで

四六七番　十一号

四六六番　十二号

四六五番　十三号及び十四号

四六一番一　十五号から二十一号まで